

けんしん

教育資金贈与預金

教育預金サポート

KENSHIN EDUCATION DEPOSIT SUPPORT



未来のために
今、できること
けんしんから。

シルバニアファミリーの
「デザイン通帳」が
お選びいただけます。

Sylvanian Families® ©EPOCH



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

教育資金贈与預金「教育預金サポート」

1. 商 品 名	教育資金贈与預金「教育預金サポート」
2. 預 金 の 種 類	普通預金または決済用普通預金のいずれかをご選択いただきます。
3. 商 品 概 要	教育資金贈与預金「教育預金サポート」は、租税特別措置法第70条の2の2の規定に基づく直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置「教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置」の適用を受けるための専用の口座です。
4. ご利用いただける方	直系尊属との間で書面により贈与契約を締結している30歳未満の個人で、贈与を受けた日が属する年の前年の合計所得が1,000万円を超えていない方。
5. お預け入れ期限	2021年3月31日まで
6. ご利用店舗・口座数	受贈者(お孫さま等)お一人さまにつき、1金融機関かつ1店舗・1口座とさせていただきます。お預け入れ・お引出し等のご利用は、口座開設店舗の窓口に限らせていただきます。
7. 預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度額	本預金の口座開設店の窓口で贈与契約書並びに申告書等のご提出とともにお預け入れいただけます。 1円以上 1円単位 1,500万円(利息はお預け入れ限度額に含みません)
8. お 引 出 し 方 法 (1)お引出し方法 (2)ご注意事項	①領収書払い 教育資金の支払に充てた領収書等および当組合所定の払戻請求書をご提出いただき、本口座からお引出しいただく方法 ②振込払い 教育資金のお支払についての請求書等および当組合所定の払戻請求書をご提出いただき、本口座からお引出しのうえ、支払先宛にお振込する方法 ※お振込手数料は教育資金に該当しませんので、別途お支払いください。 ● お引出し時には領収書等(原本)を当組合へご提出ください。 ※領収書等に記載の支払年月日から1年を経過する日までにお引出しください(非課税措置の対象となります)。1年以上経過した場合は、お引出しいただけませんのでご注意ください。 ● お取引店窓口でのお引出しのみとさせていただきます。
9. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	普通預金は以下のとおりとなります。決済用普通預金は無利息となります。 毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 分離課税 利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が差し引かれます。 店頭の金利表示ボードおよびホームページに表示しています。
10. 手 数 料	口座開設にかかる手数料・管理手数料は無料です。 ただし、振込手数料、本口座の通帳を再発行する場合の再発行手数料は所定の手数料がかかります。
11. 付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取扱いができます。 ただし、350万円の範囲内でのご利用とさせていただきます。
12. 終 了 事 由	下記のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合は、本口座をただちに解約いただきます。(通常の口座として引続きご利用いただくことはできません) 1. 受贈者(お孫さま等)が30歳になられた場合 ただし、2019年7月1日以後に預金者が30歳に達した場合においても、以下の①または②のいずれかに該当するときは終了しないものとします。なお、30歳に達した日の翌日以後については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がない年の12月31日をもって終了します。受贈者が40歳に達した場合には、その日をもって終了します。 ①当該預金者が学校等に在学している場合 ②当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 2. 受贈者(お孫さま等)が亡くなられた場合 3. 残高が0円となり、受贈者(お孫さま等)と当組合で契約終了の合意があった場合
13. 贈与者(祖父母さま等)が亡くなられた場合の取扱い	贈与者(祖父母さま等)が契約終了日までに亡くなられた場合、亡くなられた日から3年以内に預入された金額のうち、亡くなられた時点の残高は相続税の課税対象となります。 ただし、受贈者(お孫さま等)が23歳未満であったり、在学中の場合は除外されます。 また、2019年(平成31年)3月31日以前に預入された残高は対象になりません。
14. その他参考となる事項	● 「手のひら静脈認証口座『手のひら口座』」としては、ご利用いただけません。 ● 「総合口座」では、ご利用いただけません。 ● 振込・口座振替等の決済口座としては、ご利用いただけません。 ● 「キャッシュカード」は、ご利用いただけません。
15. 預 金 保 険 の 適 用	預金保険の対象となりますので、預金保険の範囲内で保護されます。 決済用普通預金は全額保護されます。